慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應法学編集規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.12 (2009. 1) ,p.353- 354
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾創立150年記念号下巻
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090125-0353

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應法学編集規約

第１条（名称及び目的）

１　慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）紀要の名称は、慶應法学とし、英文表記は、KEIO LAW JOURNALとする。

２　慶應法学は、法科大学院所属教員の研究の公表の場を提供すること、法科大学院所属学生の優れた学習成果を公表する場を提供すること、その他、優れた研究成果の公表の場を提供することを目的とする。

第２条（内容と発行回数）

１　機関誌には、論文、研究ノート、判例研究、書評、資料、その他編集委員会が認めたもの（以下「論文等」という）を掲載するものとする。

２　慶應法学は、原則として、年３回発行し、1000部を印刷するものとする。

３　慶應法学はＡ５、横組みとする。但し、編集委員会の承認を得て縦組みとすることができる。

４　慶應法学は、編集委員会の決定により、PDF化したものを慶應義塾大学ホームページなどに掲載することが可能である。

第３条（投稿資格）

慶應法学への投稿資格をもつ者は、以下の者とする。

⑴ 慶應義塾大学法科大学院教員。

⑵ 編集委員会の承認を受けた者。

第４条（編集委員会）

１　慶應法学の編集業務を行うために、慶應法学編集委員会を設ける。

２　編集委員会の委員は５名とし、任期は１年とする（再任は、連続２回までとする）。

３　編集委員は、慶應義塾大学法科大学院専任教員の中から、研究科委員会の決議によって選任する。

４　編集委員の中から、委員長１名を互選する。

５　編集委員会は、慶應法学の企画、執筆要領の作成、執筆の依頼、投稿論文の審

査、掲載の可否の決定、その他慶應法学の編集に必要な業務を行う。

6　編集委員会は、原稿の内容、分量、その他に関して、投稿者（共同または分担して執筆した論文等の場合はその代表者）に対して修正、変更等を求めることができる。

7　編集委員会は、前項の事項の決定のために必要があると認めるときは、投稿者の論文等の内容に関して十分な学識をもつと認められる者の意見を求めることができる。

8　編集委員会は、投稿された論文等の掲載の可否につき、遅滞なく投稿者（共同または分担して執筆した論文等の場合はその代表者）に通知する。

第５条（資料費等）

1　原稿料は支払われない。

2　編集委員会が依頼した執筆者に対しては、当該論文等の総頁数（掲載紙面換算）に1,000円を乗じた金額を資料費として支払う。ただし、50,000円を超えないものとする。

3　編集委員会が投稿論文等の掲載決定のために意見を求めた学外者に対しては、論文等１編につき、その総頁数（掲載紙面換算）に1,000円を乗じた金額を支払う。ただし、20,000円を超えないものとする。

4　慶應法学に掲載された論文等について、執筆者（共同または分担して執筆した論文等の場合はその代表者）に抜刷を50部支給する（それ以上の分は執筆者の実費負担とする）。

第６条（その他）

慶應法学の編集に関して必要な事項は、編集委員会が定める。

第７条（付則）

この規約は、平成16年６月21日から施行する

＊平成17年２月に一部改正（２条４項を追加）